



保育士修学資金 貸付制度のご案内

保育士養成施設に在学する方に対し、**無利子**で修学資金の貸付を行う制度です。**卒業後5年間、東京都内の保育所等指定の種別の施設で保育士業務に継続して従事すると全額返還免除**されます。

貸付内容

修学資金

月額 **5** 万円以内

- ・総額120万円以内
- ・原則2年間(※1)

+

入学準備金

(任意)

20万円以内

+

就職準備金

(任意)

20万円以内

+

生活費加算

在学期間中の生活費の一部として修学資金に加算して貸付可能
(別途要件有 ※2)

※ 申込にあたっては、要件を満たす**連帯保証人**を立てて頂きます。

※ **貸付金の振込は入学後です**。入学前に必要な資金は別途ご用意ください。

※ 1 ただし修学期間が2年を超える場合、総額120万円以内であれば2年を超えて貸付可能です。

※ 2 生活保護受給世帯又はそれに準ずる世帯と認められた場合に申込可能です。

対象者

保育士養成施設(※3)に在学し、次の①～⑤を全て満たす方

- ① 東京都内在住(住民登録をしている)又は在学中の養成施設(通信制を除く)の所在地が都内である
- ② 学業が優秀である
- ③ 家庭の経済状況から、真に本修学資金の貸付が必要であると認められる
- ④ 他県が実施する保育士修学資金を借り受けていない
- ⑤ 養成施設卒業後1年以内に、東京都内の指定の種別の施設にて5年以上保育士業務に従事する意思がある

※ 他の奨学金等との併用については別途要件があります。

※ 3 東京都内の指定保育士養成施設一覧は下記のホームページで確認できます。

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo//shikaku/hoikusi-youseisisetu.html>

返還免除

次の全てを満たす場合に返還が免除されます
(要件を満たさない場合は全額返還となります)

- ① 保育士養成施設卒業後 1 年以内に保育士登録をし、
東京都内の指定の種別の施設 (※ 4) にて従事を開始した

※ 4 具体的な施設種別は、申込のしおりに掲載している「従事先施設等一覧」でご確認ください。

- ② 5 年間継続して (※ 5) 保育士業務に従事した

※ 5 「継続して」とは、月と月の間をあげないこと (月を単位として継続していること) です。

申込方法

- ① 「保育士修学資金 貸付申込みのしおり」をよく読んでお申込みください。

※ 貸付申込みのしおりは在学中の保育士養成施設からお受け取りください。
下記のホームページにも掲載してあります。

- ② 在学中の保育士養成施設を通じて東京都福祉人材センターに
お申込みください。

※ 申込には養成施設長の推薦が必要です。
※ 申込用紙は養成施設より入手してください。



お問合せ先

- 申込に関するお問い合わせ…在学中の保育士養成施設
- 制度に関するお問い合わせ…東京都福祉人材センター 修学資金担当

TEL 03-5211-2911 (平日 9 時～17 時)

H P <https://www.tcs.w.tvac.or.jp/jinzai/kashitsuke-hoiku.html>

フクシロウ



で検索

➔ トップページから
「福祉人材のための資金貸付事業」を
クリック！

